

広島県告示第十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋田歯科医院	安芸郡府中町浜田三丁目四―二〇	平成二八年一月三〇日
クリニックながさか	尾道市久保一丁目一三一―一四	平成二八年一〇月三一日